

工事請負者が仮設事務所等を農地・採草放牧地に設置する場合の農地法
第5条に基づく手続に関する事務取扱要領

(平成14年12月20日市長決裁)

(目的)

第1条 鹿沼市発注の建設工事において、農地・採草放牧地に賃借権等の権利を設定し、仮設現場事務所、資材置場等を設置する場合の農地法第5条に基づく手続を円滑かつ適正に執行するため、この要領を定める。

(土地使用貸借契約等の締結)

第2条 鹿沼市発注の建設工事請負業者は、仮設(現場事務所、資材置き場、工事用通路等)のために農地・採草放牧地(以下「農地等」という。)を借り受ける場合は、鹿沼市を借主とする契約書を取り交わさなければならない。

(1) 無償の場合 土地使用貸借契約書(様式第1号)

(2) 有償の場合 土地賃貸借契約書(様式第2号)

2 前項の契約書締結に要する費用並びに仮設の設置及び撤去に要する費用は、建設工事請負業者が、当該建設工事請負代金の中から負担するものとする。

3 工事担当者は、前項の費用負担を明確にするため、次により措置するものとする。

(1) 現場事務所、資材置場等設置のための土地賃貸借契約の賃貸料は共通仮設費(営繕費)に含まれているため、賃貸料は工事請負者が負担するよう、特記仕様書に明記するものとする。

(2) 工事用通路等設置のための土地賃貸借契約の賃貸料は共通仮設費(役務費)に適正に計上するとともに、賃貸料は工事請負者が負担するよう、特記仕様書に明記するものとする。

4 第1項各号の契約の締結は、仮設の目的となる工事請負契約の発注部局の所管とし、当該工事請負契約書とともに工事担当者が整理保管するものとする。

(仮設予定地の決定)

第3条 農地等に仮設の設置を予定する工事請負業者は、登記簿等資料の収集を十分に行い権利の把握に努めるとともに、当該工事の監督職員と事前協議を密にし、仮設予定地を決定しなければならない。

2 当該工事の監督職員は、前項に定める仮設予定地の決定に当たり、用地担当職員との事前協議に努めるものとする。

(納税猶予等対象農地等の使用禁止)

第4条 農地等が、租税特別措置法による納税猶予等の対象となっている場合は、仮設用地として使用してはならない。

(農地等の原状回復)

第5条 農地等に仮設の設置を行った工事請負業者は、農地等を返還するときは、必ず原状に回復しなければならない。

(農業委員会への報告)

第6条 第2条第1項に基づく契約書を取り交わしたときは、遅滞なく鹿沼市農業委員会事務局へその写しを提出しなければならない。

(準用)

第7条 第2条第1項各号に定める様式は、農地等以外の土地を仮設のために借り受ける場合に使用することを妨げない。この場合において、本要領第2条、第3条及び第5条中「農地等」を「農地等以外の土地」と読み替えるものとする。

(附則)

この要領は、平成15年1月1日から施行する。